

計算書類注記事項

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

金銭債権の徴収不能に備えるため、一般債権については徴収不能実績率等により、徴収不能懸念債権については個別に見積もった徴収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給与引当金

退職金の支給に備えるため、期末要支給額の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額を計上しております。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法によっております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法に基づく原価法によっております。

ファイナンス・リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成21年4月1日以降のリース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

総額で表示しております。

食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収支は総額で表示しております。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準(昭和46年文科省令第18号)の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更しております。

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上しております。これにより期首に計上すべき額として特別収支に37,258,396円を計上し、当年度に賞与として支給した額から特別収支の計上額を除いた額及び支給は翌年度であるが当年度の支給対象期間に相応する額として、人件費から38,221,294円を計上しております。

この結果、従来の方法と比較して教育活動収支差額、経常収支差額が962,898円減少し、基本金組入前当年度収支差額が38,221,294円減少している。

賞与引当金特別繰入額 37,258,396 円

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 5,349,562,958 円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

該当事項はありません。

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 154,836,542 円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当はありません。

8. セグメント情報

(単位 円)

セグメント 科目	名古屋文理大学	名古屋文理大学短期大学部	学校法人部門	合計
教育活動収入計	1,497,114,864	179,047,748	38,941,964	1,715,104,576
教育活動支出計	1,462,090,420	423,411,924	79,301,460	1,964,803,804
教育活動収支差額	35,024,444	△ 244,364,176	△ 40,359,496	△ 249,699,228
教育活動外収支差額	1,304,060	278,928	0	1,582,988
経常収支差額	36,328,504	△ 244,085,248	△ 40,359,496	△ 248,116,240
特別収支差額	△ 25,996,945	△ 9,293,823	△ 1,330,690	△ 36,621,458
基本金組入前当年度収支差額	10,331,559	△ 253,379,071	△ 41,690,186	△ 284,737,698
基本金組入額合計	△ 70,905,343	△ 13,024,292	△ 4,389,000	△ 88,318,635
当年度収支差額	△ 60,573,784	△ 266,403,363	△ 46,079,186	△ 373,056,333

(注1) セグメント情報は拠点区分別の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっておりません。

(注2) 各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「名古屋文理大学」「名古屋文理大学短期大学部」「学校法人部門」に区分しております。

9. 重要な偶発債務

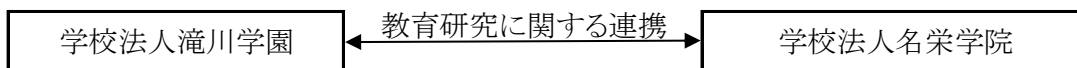
該当事項はありません。

10. 子法人に関する事項

(1) 子法人の概要

子法人の名称	事業内容	資本金の額	学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式会社等の入手日	議決権の所有割合	役員の兼任等	他の注記事項との関係		
						出資会社	関連当事者	学校法人間取引
学校法人名栄学院	教育研究事業	—	—	—	兼任 3人 理事長(理事) 評議員 出向(事務部長)		関係あり	関係あり

(2) 学校法人と子法人の取引の関連図



(3) 子法人との取引の状況

(単位 円)

子法人の名称	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
学校法人名栄学院	基幹事務システム利用料 *1	462,672	—	—
	図書システム利用料 *1	247,500	—	—
	事務ノートPC利用料 *2	35,088	雑収入	35,088
	出向者人件費	10,533,078	雑収入	10,533,078

*1 各システムの利用料は当法人との共同利用によるもので、合理的な基準により配分した金額を負担しております。

*2 市場の実勢価格を勘案し、一般的な取引条件と同様に決定しております。

(4) 子法人の債務に係る保証債務

学校法人は子法人について債務保証を行っておりません。

11. 学校法人の出資による会社に係る事項

該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引の内容に関する事項

関連当事者との取引の内容は、次のとおりであります。

(単位 円)

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	他の注記事項との関係		
						役員の兼任等	事実上の関係					子法人	出資会社	学校法人間取引
関係法人	学校法人名栄学院	名古屋市西区	-	教育研究事業	-	兼任3名	教育研究に関する連携	事務ノートPC利用料 *1	35,088	雑収入	35,088	関係あり		関係あり
								出向者人件費	10,533,078	雑収入	10,533,078			

*1 市場の実勢価格を勘案し、一般的な取引条件と同様に決定しております。

13. 学校法人間の財務取引

学校法人間取引の内容は、次のとおりであります。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	他の注記事項との関係	
						子法人	関連当事者
学校法人名栄学院	名古屋市西区	出向者人件費	10,533,078	雑収入	10,533,078	関係あり	関係あり

14. 重要な後発事象

該当事項はありません。

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

① 総括表

(単位 円)

	当年度(令和8年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	0	0	0
(うち満期保有目的の債券)	(0)	(0)	(0)
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	200,000,000	197,646,000	△ 2,354,000
(うち満期保有目的の債券)	(200,000,000)	(197,646,000)	(△ 2,354,000)
合 計	200,000,000	197,646,000	△ 2,354,000
(うち満期保有目的の債券)	(200,000,000)	(197,646,000)	(△ 2,354,000)
時価のない有価証券	0		
有価証券合計	200,000,000		

② 明細表

(単位 円)

種類	当年度(令和8年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	200,000,000	197,646,000	△ 2,354,000
株式	0	0	0
投資信託	0	0	0
その他	0	0	0
合 計	200,000,000	197,646,000	△ 2,354,000
時価のない有価証券	0		
有価証券合計	200,000,000		

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

平成21年4月1日以降に開始したリース取引

(単位 円)

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
管理用ソフトウェア	3,385,800	1,128,600